

林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組等について

○ 林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組例

区分	林業・木材産業改善措置の内容	具体的な考え方
新たな林業部門経営の開始	従来行っていなかった林業部門の事業へ進出する場合であり、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。主に想定される例は以下のとおりである。	部門は、基本的には、育林、素材生産、製薪炭、特用林産物生産（きのこ栽培を含む。）、育林サービス、素材生産サービス、山林種苗サービス等に区分するが、具体的な考え方は以下のとおりである。
	・従来行っていなかった森林施業の開始	育林部門であっても、従来行っていなかった森林施業を開始する場合は、新たな林業部門の経営の開始とする。施業方法区分は以下の区分を基本とするが、同一の施業方法であっても、伐期の長期化、一伐採面積の大幅な縮小、集約化施業による高品質材の生産など技術・経営ノウハウが大きく異なるものを開始する場合は、従来行っていなかった施業方法の開始とする。 （施業方法区分：育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業） また、新たに森林認証を受けて施業を実施する場合も、従来行っていなかった施業方法の開始に含まれる。
	・従来行っていなかった素材生産事業（造林事業）の開始	従来行っていなかった素材生産部門、育林サービス部門、又は素材生産サービス部門の事業を開始する場合とする。 また、素材生産部門、育林サービス部門又は素材生産サービス部門であっても、従来行っていなかった長期の受・委託等の契約により造林事業又は素材生産事業を行う場合は、新たな林業部門の経営の開始に含まれる。
	・従来行っていなかった特用林産物生産の開始	新たに特用林産物の生産を開始する場合、及び従来行っていなかった品種の生産を開始する場合で従来の技術・経営ノウハウでは対応できないものとする。また、原木栽培から施設栽培など技術・経営ノウハウが大きく異なるものへ切り替える場合も新たな特用林産物の生産の開始に含まれる。
新たな木材産業部門の経営の開始	従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出する場合であり、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。主に想定される例は以下のとおりである。	部門は、基本的には、一般製材、単板製造、床板製造、木材チップ製造、造作材製造、合板製造、集成材製造、建築用木製組立材料製造、パーティクルボード製造、銘板・銘木製造、木材卸売、木材市場等に区分するが、具体的な考え方は以下のとおりである。
	・従来行っていなかった木材製品の生産	新たに木材製品（集成材用ラミナ、単板、床板、集成材、プレカット材、耐火性等の優れた製品等）の生産を開始する場合とするが、同一の木材産業部門であっても、生産体系、資本装備等が大きく異なるものは、別の区分とすることができるものとする。

区分	林業・木材産業改善措置の内容	具体的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 従来行っていなかった木材卸売業又は木材市場業の経営の開始 	<p>新たに木材卸売業又は木材市場業の経営を開始する場合とするが、同一の木材卸売業又は木材市場業であっても、経営ノウハウ、資本装備等が大きく異なるものを開始する場合は、新たに木材卸売業又は木材市場業の経営の開始に含まれる。</p>
林産物の新たな生産方式の導入	<p>先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入する場合である。主に想定される例は以下のとおりである。</p>	<p>具体的な考え方は以下のとおりである。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上、品質の向上等に資する機械・施設の新たな導入 	<p>生産工程の改善を図り、生産性の向上、品質の向上等を図るため、高能率の機械・施設を新たに導入する場合とする。含水率等の品質の検査用機械、焼却炉、木質バイオマス発電施設の導入も含まれる。なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて生産性の向上、品質の向上等が図られる場合に限るものとする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上、品質の向上等に資する事業実施方式の新たな導入 	<p>生産性の向上、品質の向上等を図るため、施業対象地の団地化、施業対象者の集団化、葉枯らし方式による素材生産等の新たな生産方式を導入する場合とする。</p>
林産物の新たな販売方式の導入	<p>従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。主に想定される例は以下のとおりである。</p>	<p>具体的な考え方は以下のとおりである。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 林産物の流通コストの削減、林産物の安定的な販路の確保、林産物の付加価値向上を図るための新たな販売方式の導入 	<p>林産物の流通コストを削減するため、ITを活用して行う素材の直送方式による販売を実施する方式、素材の安定的な販路を確保するため、木材製造業者と長期の安定供給の取り決めをして相当量の立木をまとめて購入して行う素材の生産・販売をする方式、森林認証を受けた森林から生産される木材を付加価値を高めて販売するため、加工過程の認証を受けて製材品を販売する方式等の従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新たな販売方式を導入する場合とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 販売量の拡大や販売コストの低減に資する林産物の流通用機械・施設の新たな導入 	<p>流通工程の改善を図り、販売量の拡大や販売コストの削減を図るため、高能率の流通用機械・施設を導入する場合とする。なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて販売量の拡大や販売コストの低減が図られる場合に限るものとする。</p>
林業労働に係る安全衛生施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> 林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設の導入 	<p>次の機械・施設を導入する場合とする。 （想定される例） 防振装置付きチェーンソー、防振携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設</p>

区分	林業・木材産業改善措置の内容	具体的な考え方
林業労働に林業従事する者の福利厚生施設を導入	・林業労働に従事する者の確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等の導入	次の施設を導入する場合とする。（想定される例） 休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設（シャワー又はトイレを備えた車両を含む。）